| | |
|---|---|
| | 特定集中治療室管理料４<br>イ　特定集中治療室管理料<br>（７日以内の期間）　7,317点<br>（８日以上14日以内の期間）　5,793点<br>ロ　広範囲熱傷特定集中治療管理料<br>（７日以内の期間）　7,317点<br>（８日以上14日以内の期間）　5,986点<br>（15日以上30日以内の期間）　6,491点<br>（31日以上60日以内の期間）　6,698点<br>注　基本診療料の施設基準等第九の三の⑷に規定する基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病院において、15歳未満の重篤な患者に対して特定集中治療室管理が行われた場合には、小児加算として、当該患者の入院期間に応じ、次に掲げる点数を１日につき所定点数に加算する。<br>（７日以内の期間）　2,000点<br>（８日以上14日以内の期間）　1,500点 |
| 区分番号Ａ３０１－２に掲げるハイケアユニット入院医療管理料 | ハイケアユニット入院医療管理料１<br>（14日以内の期間）　4,540点<br>（15日以上21日以内の期間）　5,045点<br>ハイケアユニット入院医療管理料２<br>（14日以内の期間）　2,040点<br>（15日以上21日以内の期間）　2,545点 |
| 区分番号Ａ３０１－３に掲げる脳卒中ケアユニット入院医療管理料 | 脳卒中ケアユニット入院医療管理料<br>（14日以内の期間）　3,760点 |
| 区分番号Ａ３０１－４に掲げる小児特定集中治療室管理料 | 小児特定集中治療室管理料<br>（７日以内の期間）　13,708点<br>（８日以上14日以内の期間）　11,676点<br>（15日以上30日以内の期間）　12,181点<br>（31日以上35日以内の期間）　12,388点 |
| 区分番号Ａ３０２に掲げる新生児特定集中治療室管理料 | 新生児特定集中治療室管理料<br>新生児特定集中治療室管理料１<br>（14日以内の期間）　8,130点<br>（15日以上30日以内の期間）　8,635点<br>（31日以上90日以内の期間）　8,842点<br>新生児特定集中治療室管理料２<br>（14日以内の期間）　6,065点<br>（15日以上30日以内の期間）　6,570点<br>（31日以上90日以内の期間）　6,777点 |
| 区分番号Ａ３０３に掲げる総合周産期特定集中治療室管理料 | 総合周産期特定集中治療室管理料<br>母体・胎児集中治療室管理料<br>（14日以内の期間）　5,081点<br>新生児集中治療室管理料<br>（14日以内の期間）　8,130点<br>（15日以上30日以内の期間）　8,635点<br>（31日以上90日以内の期間）　8,842点 |
| 区分番号Ａ３０３－２に掲げる新生児治療回復室入院医療管理料 | 新生児治療回復室入院医療管理料<br>（14日以内の期間）　3,455点<br>（15日以上30日以内の期間）　3,960点<br>（31日以上120日以内の期間）　4,167点 |
| 区分番号Ａ３０５に掲げる一類感染症患者入院医療管理料 | 一類感染症患者入院医療管理料<br>（14日以内の期間）　7,002点<br>（15日以上30日以内の期間）　6,287点<br>（31日以上の期間）　6,494点 |
| 区分番号Ａ３０７に掲げる小児入院医療管理料 | 小児入院医療管理料<br>小児入院医療管理料１<br>（14日以内の期間）　2,540点<br>（15日以上30日以内の期間）　3,045点<br>（31日以上の期間）　3,252点<br>小児入院医療管理料２<br>（14日以内の期間）　2,032点<br>（15日以上30日以内の期間）　2,537点<br>（31日以上の期間）　2,744点<br>小児入院医療管理料３<br>（14日以内の期間）　1,626点<br>（15日以上30日以内の期間）　2,131点<br>（31日以上の期間）　2,338点<br>小児入院医療管理料４<br>（14日以内の期間）　1,016点<br>（15日以上30日以内の期間）　1,521点<br>（31日以上の期間）　1,728点<br>小児入院医療管理料５<br>（14日以内の期間）　101点<br>（15日以上30日以内の期間）　606点<br>（31日以上の期間）　813点<br>注１　基本診療料の施設基準等第九の九の⑺に規定する基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病院の病棟において小児入院医療管理が行われた場合には、１日につき所定点数に100点を加算する。<br>２　当該病棟に入院している患者が人工呼吸器を使用している場合は、１日につき所定点数に600点を加算する。<br>３　基本診療料の施設基準等第九の九の⑻に規定する基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病院に入院している患者（小児入院医療管理料３、小児入院医療管理料４又は小児入院医療管理料５を算定している患者に限る。）について、重症児受入体制加算として、１日につき所定点数に200点を加算する。 |